



**情報**

お世話になった人に贈りませんか  
三島ブランドお歳暮セット！！

◆三島プレミアムセット 15,000円

A三島ブランド詰め合わせ※限定 30 個

◆三島贅沢セット 10,000円【Bは9,000円】

A三島ブランド詰め合わせ※限定 60 個

B三島うなぎの真空パック（3人前）

◆三島まんぷくセット 6,000円

A三島ブランド詰め合わせ①※限定 60 個

B三島ブランド詰め合わせ②

C三島うなぎの真空パック（2人前）

D本わさび専用おろし板「鋼鮫」と本わさび

E本わさび専用おろし板「鋼鮫」とわさび商品

◆三島得々セット 4,000円【Kは3,000円】

A三島ブランド詰め合わせ①※限定 120 個

B三島ブランド詰め合わせ②

Cブランド認定パン＆コロック詰め合わせ

D三嶋ぎょうざ（10個入×3箱）

Eみしまジェラート詰め合わせ（計10個）

Fみしま角煮コロック&みしまコロック

G箱根西麓牛（すき焼き用約400g）

Hみしまコロック（6個入×4袋）

I箱根西麓三島野菜セット

J三島甘藷のやきいもふがし（6本入×5袋）

K一口羊羹（36個入り）

販売期間 11月24日(火)までに三島商工会議所窓口で

現金払い、または振り込み（手数料は注文者負担）

※期間内に入金がない場合、自動キャンセル

用・問三島商工会議所 ☎ 975・4441



発送日 12月10日(木)～18日(金)

※表示金額は消費税・送料・箱代を含む

▲ネット申し込みも可能



**富士山南東消防本部からのお知らせ**

■11月9日(月)～15日(日)は秋季火災予防運動期間

火災予防運動は火災が発生しやすい時季に、火災予防思想の一層の普及と火災発生の防止を行い、逃げ遅れなどによる死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2020年度全国統一防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

■住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。古い警報器は電池切れや部品の故障、本体

の寿命で火災を感知しなくなる場合があるので、10年を目安に交換する

- ②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

■消毒用アルコールの安全な取り扱い

- ・火気の近くで使用しない
- ・容器に詰替える場合は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で行い、容器にアルコールである旨や「火気厳禁」などの注意事項を記載する
- ・密閉した室内で多量の噴霧は避ける
- ・保管場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、破損防止を講じる

問富士山南東消防本部予防課 ☎ 972・5802

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

法務局などでお早めに、手続きをお願いします  
**固定資産税の基準日は毎年1月1日です**

土地や家屋、償却資産に課税される固定資産税は、毎年1月1日時点での所有者に対して、翌年度課税されます。令和2年中に相続や売買による所有権の移転、家屋の取り壊しなどがあった場合、法務局での所有権移転登記、滅失登記などの速やかなお手続きをお願いします。

なお、売買などにより年の途中で資産を手放した場合でも、登記の手続きが完了していない場合は1月1日時点で登記簿などに登記または登録されている人に対して課税されますのでご注意ください。

**こんな場合には直接、課税課資産税係までお知らせください**

- ▶ 課税対象の未登記家屋を取り壊した
- ▶ 課税対象の未登記家屋を相続・売買した
- ▶ 年内に登記してある家屋を取り壊すが、滅失登記まで時間がかかる など

**該当する住宅改修を行った場合、固定資産税が減額になる場合があります**

令和2年中に住宅の耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修の工事を行うと、その家屋について、令和3年度の固定資産税が減額となる場合があります。

対象となる要件や申請に必要な書類などがありますので、詳細は市ホームページを参照、または家屋担当までご連絡ください。

※令和2年以前に行った改修は対象外です。

※対象は住宅のみ。改修から3カ月以内の申請が原則。

問課税課資産税係 ☎ 983・2758

**皆さんにお願いします**

1月1日時点での現況を正しく課税情報に反映するために、ご理解とご協力をお願いします。

情報

年末調整・確定申告まで保管を  
**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**

国民年金保険料は、所得税・住民税の申告で納付全額が社会保険料控除の対象となります。

**控除対象**

令和2年1月1日～令和2年12月31日に納付した保険料

**控除証明書の発送**

令和2年1月1日～令和2年9月30日に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書が、11月に発送される予定です。

※10月1日から12月31日までに国民年金保険料を納付した人には、令和3年2月に発送予定

**社会保険料控除**

送付された控除証明書（納付したことを証明する書類）の添付が必要です。年末調整や、確定申告を行うまで保管してください。

**家族分を納付した場合**

支払った人の社会保険料控除に加えることができます。家族に送られた控除証明書を添付して申告してください。

問ねんきん加入者ダイヤル

ナビダイヤル：☎ 0570・003・004

050 から始まる電話：☎ 03・6630・2525

**受付時間**

月曜～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※第2土曜日を除く祝日、12月29日～翌年1月3日は利用不可